

第 1 1 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公 開 用)

平成 2 8 年 7 月 2 7 日 (水)

熊谷市農業委員会

第11回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成28年7月27日(水) 午前 9時30分
- (2) 閉会の日時 平成28年7月27日(水) 午前10時45分
- (3) 場 所 江南勤労福祉センター講習室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 19名
- (2) 欠席数 0名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	堀 重 明	11	出	塚 田 とよ子
2	出	泉 二 良	12	出	鈴 木 吉 明
3	出	青 木 登喜代	13	出	強 瀬 兼 一
4	出	木 村 進	14	出	関 口 久 夫
5	出	森 宏 志	15	出	閑 野 高 広
6	出	夏 目 亮 一	16	出	福 田 正 八
7	出	赤 石 嘉 孝	17	出	矢 島 君 夫
8	出	松 崎 弘 一	18	出	石 原 敬 嗣
9	出	菊 地 修一郎	19	出	大 澤 芳 明
10	出	木 部 富 次			
ワグザバー 会長 茂木 友秀					

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地改良の届出について
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について
- 議案第 7 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定による届出について（2 a 未満）

報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

5 招集者 農地部会長 森 宏志

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、只今から第11回農地部
(森部会長) 会を開会いたします。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任の声がありましたので、9番菊地修一郎委員、10番
木部富次委員にお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第11回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地改良の届出について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)について

議案第7号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)

以上、7件ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、10a当たりの価格は、〇〇〇万円です。この案件につきましては、平成28年7月5日、石原委員、小林委員、農業委員会事務局渋澤次長、樋口主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくもの

と思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、10a当たりの価格は、〇〇〇万円です。この案件につきましては、平成28年7月8日、水野委員、木村委員、江南行政センター笠原副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種、建築物等は物置、既設1棟。敷地拡張後の面積は、554.3㎡です。周囲は既設のコンクリートブロック擁壁とフェンスがございます。

議案番号2は、農地区分は2種、駐車場は10台分で、路面施工は砂利敷き仕上げです。申請のきっかけは、議案番号1について、5年前に相続を受けて所有者となり、土地を確認したところ、

農家住宅敷地として使用している土地が一部農地であることが判明したため、農地転用の申請を行うものです。議案番号2は、申請地の道を挟んで南側が〇〇〇〇団地であり、団地内の駐車場が不足している状況から、団地内の住人から依頼があり、申請地の一部を駐車場として貸していました。今回、この土地全体を駐車場敷地として団地の住人に貸し出すため農地転用の申請を行うものです。

議案番号3は、農地区分は2種、建築物等は、木造2階建長屋住宅2棟です。周囲はコンクリートブロック積フェンスの計画でございます。

議案番号4は、農地区分は1種、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。建築物等は、農業用倉庫、便所各既設1棟です。敷地拡張後の面積は、1037.57㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁でございます。申請のきっかけは、土地を整理しておきたいと所有している土地を確認したところ、自宅敷地内で農業用倉庫や外便所が農地の一部を使用して建てられていたことが判明したため、分筆して転用申請が出されたものです。

議案番号5は、農地区分は2種、農振除外は平成28年5月26日、路面施工は砂利敷き仕上げです。

議案番号6は、農地区分は1種、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。建築物は、軽量鉄骨造平屋建農業用倉庫、周囲はコンクリートブロック土留の計画です。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

事務局 次の議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号19は、議案第7号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)と関連がありますので、この後、最初に同時に御審議いただきたいと思います。

議長 ただいま、事務局から提案がありました。それによろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 それでは、そのように決定します。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号19及び議案第7号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号19及び議案第6号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)は、2つの議案を1枚にまとめたもの別紙参考資料により説明します。なお、裏面は土地利用計画図になっていますがこれにより説明します。

【議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号19について、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号19は、農地区分は2種です。敷地拡張後の面積は、756.24㎡、周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。

【議案第7号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について、議案書に記載された内容のうち、申請者の住所・氏名、申請地の地番・公簿地目・申請面積、申請目的、建築面積、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

今回の転用申請については、申請人の親である〇〇〇〇氏が平成27年6月に農地法第5条の農家住宅敷地拡張を申請しましたが、所有農地に違反があるため、許可が保留になっていました。

その後今年の1月に〇〇〇〇氏が亡くなってしまい、昨年の6月に申請された案件は取り下げをして、改めて相続を受けた〇〇〇〇氏が今回、申請してきたものです。図面をご覧ください。図面の中頃に〇〇〇〇〇、店舗併用住宅とありますが、こちらが自宅です。〇〇〇氏は農機具販売も行っております。宅地の西側に〇〇〇〇〇とありますが、こちらが今回の申請地です。自宅の北側に浄化槽がありますが、現在の宅地には排水先が無く畑に流している状態です。申請地の西側に水と書いてありますが、これは水路でU字溝の側溝がありまして、土地所有者から排水路敷地を取得し住宅敷地の拡張を行うものです。また、宅地の道路を挟んで東側ですが、〇〇〇〇〇の畑、302㎡のうち100㎡が2a未満の申請地で、軽量鉄骨造平屋建、農業用倉庫とありますが、既に建物が建っており、農地法の手続きがされていなかったということで、今回2a未満の申請がされたものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
この2件の採決につきましては、先に違反の是正案件の2a未満の届出から行います。議案第7号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。
次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号19について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当

とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号19以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種、水路敷を含めた全体面積は806.79㎡、周囲は一部既設の鉄筋コンクリート擁壁と法面仕上げです。譲受人の法人は○○○○○○業や○○○○○○業を主な業として行っております。法人の代表取締役が病気になってしまい、資材置場を処分し事業を縮小していましたが、体調が回復してきたため、事業を再開するにあたり、資材置場を確保するための申請です。

議案番号2は、農地区分は2種、周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁です。申請のきっかけは、譲受人の法人はガソリンスタンドを経営しており、店舗は国道17号沿いで○○○○○東側すぐのところにあります。長年ガソリンスタンドの排水路敷地として土地所有者から土地を借りて使用してきましたが、買取ることとし、排水路敷地分のみを分筆し農地転用の申請が出されたものです。

議案番号3は、農地区分は2種です。周囲は一部既設の鋼板土留めと敷鉄板です。譲受人は○○○○○○○○○を行う法人で、以前に営業拠点としていた場所は農振農用地内で違反状態で使用してしまっていたが、是正し農地への復元を行いました。そのため、○○○○○等の資材置場が不足したため、今回の転用申請を行うものです。

議案番号4は、農地区分は2種、建築物は軽量鉄骨造物置既設1棟で、敷地拡張後の面積は847.26㎡です。周囲は既設のコンクリートブロック擁壁です。

議案番号5は、農地区分は2種、駐車場の利用は重機5台分です。宅地を含めた全体面積は5,733㎡です。周囲は新設のコンクリートブロック土留めで、路面施工は砂利敷き仕上げです。譲受人は市内に本社を置き、主にコンビニエンス・ストア等の建設工事の設計や施工を業とする法人です。今までは建築資材を下請け業者やコンクリート製品メーカーに管理させていたものを事

業の効率化を図るため、自社で管理する資材置場や車両置場が必要となり、今回の申請が出されたものです。

議案番号6は、農地区分は甲種、農振除外は平成27年8月28日で、転用該当条文は農地法施行令第18条第1項第2号イです。建築物は木造2階建で、周囲は新設のコンクリートブロック擁壁です。

議案番号7は、農地区分は2種、農振除外は平成28年5月26日、建築物は木造平屋建住宅とプレハブの物置です。宅地を含めた全体面積は498.52㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁の計画です。

議案番号8は、農地区分は2種です。駐車場は3台分で、周囲はのり面仕上げで、路面施工は砂利敷き仕上げです。

議案番号9は、農地区分は2種です。建築物は木造2階建、周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁です。

議案番号10は、農地区分は2種、農振除外は平成23年12月28日、敷地拡張後の面積は1397.83㎡です。周囲は既設のコンクリートブロック擁壁です。譲受人は個人で〇〇業を営んでおり、申請地は〇〇業で使用する砂や土等の置場として使用してきました。農振除外は平成23年12月で、転用申請まで4年半の間が空きましたが、これは申請地西側の農地を譲受人が土砂を置いてしまっていたため、それを撤去していたため、時間がかかったものです。

議案番号11は、農地区分は2種です。建築物は木造2階建、宅地を含めた全体面積は304.03㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁です。

議案番号12は、農地区分は1種、農振除外は平成28年5月26日、転用該当条文は農地法施行令第18条第1項第2号イです。建築物は鉄骨造2階建、周囲は一部既設の生垣です。

議案番号13は、農地区分は1種、転用該当条文は農地法施行令第18条第1項第2号イです。建築物は木造2階建、周囲は新設のコンクリートブロック土留めです。

議案番号14は、農地区分は2種、建築物は木造2階建、周囲は新設のコンクリートブロック土留めの計画です。

議案番号15は、農地区分は2種、建築物は木造2階建、周囲は新設のコンクリートブロック土留めの計画です。

議案番号16は、農地区分は2種、農振除外は平成28年5月26日です。建築物は木造平屋建です。

議案番号17は、農地区分は2種、太陽光発電施設として、太

陽光パネル1, 080枚、発電出力は175kwです。山林と雑種地を含めた全体面積は4,413㎡です。周囲は新設のネットフェンスの計画です。

議案番号18は、農地区分は2種、敷地拡張後の面積は756.24㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁です。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(発言なし)

議長 よろしいでしょうか。

特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号19以外について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第4号農地改良の届出についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案書に記載された内容のうち、申請者氏名、申請地の地番・公簿地目・面積、施工業者、土質土量、目的を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案書資料6ページの案内図・搬入経路図をご覧ください。中頃に○○とありますが、こちらは○○○○○○の計画地で農地転用の許可が下りている所です。この西側に色で塗ってある所が今回の農地改良の申請地です。右側は公図です。工事計画について、工事期間は1か月間です。今回は農地改良は、転用面積が1,000㎡未満で、工事期間が1か月間ということで、農業委員会への届出の案件になります。工法は客土Aで、表土として客土するものです。嵩上げ高は、現況面から70cmから88cm、嵩上げするものです。搬入土についてですが、発生場所は玉井○○○○○、こちらは熊谷市の建設残土置場で、もう1か所の佐谷田○○

て、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇〇〇は入室をお願いします。

[〇〇〇〇 入室]

議 長 次に、議案番号490から492以外の案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認についての議案番号490から492以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号農用地利用配分計画(案)について、説明します。
これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき「農用地利用配分計画(案)」について、参考資料にありますアからキまでの7項目について熊谷市が農業委員会に意見を求めるものです。今回の配分計画は、上新田・三本地区の案件について審議していただきます。総面積は78,527㎡で、田は25筆、41,134㎡、畑は31筆、37,393㎡です。また、すべて賃貸借で新規設定となります。設定期間については、所有

きたいということでした。また、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、現在、正社員は11名いるということです。その他、時間給で雇っている方が45人程度いるということです。そういう中で間に合わなければ、臨時の方を雇うということです。

塚田委員 広い面積を耕作してくださることは大変ありがたいが、地元の方をできるだけ雇用していただきたいという気持ちがあります。定年退職した方などでもやりたいという方はいると思いますので、地元の方をできるだけ雇用していただけることを願っています。

議 長 他に質疑ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 他に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。

議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)上新田・三本地区の熊谷市からの協議の回答については、配分計画(案)のとおり承認し、意見はなしということに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、配分計画(案)のとおり承認すべきものとし、意見はなしと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[〇〇委員 入室]

議 長 以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

塚田委員 議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について、お尋ねしたいのですが。

議 長 この質問については、議案審議は終わった案件ですが、皆さん、

でしょうか。

(発言なし)

議長 時間はありますので、参考意見ということで、少しだけ発言を認めます。

塚田委員 ○○○○○○○と認定農業者の○○○さんの案件ですが、20日の議案審査会の時に、両方の経営面積が同じになっていまして、事務局で調べることになっていましたので、回答をお願いします。

事務局 先日の議案審査会の時に、○○○○○○○○○○○○○○○○とその代表者である○○○さん個人の利用権設定が出ていまして、経営面積が両者とも183,000㎡になっていましたので、確認し議案書は正しい面積で作成いたしました。議案書の20ページになりますが、○○○○○○○○の経営面積が183,000㎡、○○○さんの経営面積は49,308㎡でした。

塚田委員 面積の件はわかりました。認定農業者というのは、経営、耕作についても、すべて模範であるべきかと私は思うのですが。認定農業者である○○○さんの畑を拝見させていただきますと、一つ例に出しますと、水田ですが、麦だけ耕作して蒔くだけ蒔いて、いっさい手をかけず、それで収穫時期になりますと、トラクターのロータリー全部ならして、そのまま放置しておきます。一年に一度か二度来るだけです。ですから土地ののり面もいっさい草刈りもしません。そういうのを何年も見てきました。そういうのが共済の方でどうなっているのかなと思い、たまたま来た○○地区の担当者の方に確認したところ、書類は出ていないと言っていました。毎年そんな状態でやっています。米を作らないで麦だけを作っているといくらもらえるか、農業委員の皆さんはわかると思いますが、計算しますとかなりの金額が入ってきます。

私が言いたいのは認定農業者でありながら、きちんと耕作しないで、面積を増やすだけ増やして行く、そう言ったことに私は疑問を持っていますので、こういうことを皆さんはどのように思うか、貴重な僅かな時間ですが、ご意見をいただければ幸いです。

木部委員 よろしいですか、今の意見について。
私の地元でも一名います。鈴木委員は農協代表で来ております

が。私は北部共済組合の代表評価委員をさせていただいています。麦だけ作付けして稲を作付けしないと、毎年、評価会の時にからすのえんどうやイタリアンがもの凄いです。二つの営農組合が刈って出荷していますが、営農組合としてそれを刈って出荷して良い物かと質問したことがあります。黙認してカントリーは引き受けています。私は抗議したのですが、いくら営農組合だからと言って引き受けるなと抗議したのですが、今年も引き受けてしまったのです。農協と協議しながら来年は引き受けないようにさせたいと思います。徹底的にやりたいと思います。

やはり補助金目当てで、作付面積を増やして、麦を作付けしている。今度はJAくまがやとして出荷していいものか。AランクからBランクへ、更にはCランクまで落ちて行く可能性がありますので。一名のために全体責任として負担が掛かりますので。今後、私は徹底的にやっていきますので、意見を述べさせていただきます。

鈴木委員

木部委員の意見はごもつともだと思います。集荷団体として、そういうものが混ざるということは。一名のために一生懸命やっている人に迷惑が掛かることですので。それは全体で、農業委員の方も市役所の担当の方もそうですが、そういうことが無いように指導していきながら、そういうものを出さないように、私たちも気を付けて行きたいと思います。

議長

この件につきましては、ここで結論が出ることではないので、また、追々間を見て、それぞれの地区、関係者の皆さんで相談しながら、なるべくそういうことが無いように、皆さんを中心に頑張ってくださいと思います。

先ほどの報告事項については、意見等はありませんが、よろしいでしょうか。

(「はい」 の声)

議長

特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございます。

農業委員会事務局職員

局長

澤田 英夫

次長兼農地係長

渋谷 薫

主査

大沢 昌徳

主査

新井 良和

主事

樋口 祥平

農業振興課副課長

金井 明夫

農業振興課主査

杉本 正代

江南行政センター主査

上山 奈保美

平成28年7月27日

熊谷市農業委員会

会 長 茂 木 友 秀

議 長 森 宏 志

署名委員 菊 池 修一郎

署名委員 木 部 富 次
